

千葉県立東金商業高等学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義される。（「いじめ防止対策推進法第二条第一項」より抜粋）

2 基本方針

いじめは、すべての生徒に関係する問題であり、直面する喫緊の課題でもある。このことを全職員が認識し、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に自主的に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、全職員でいじめ防止に積極的に取り組んでいくこととする。

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」ものであることを全教職員が十分認識し、日頃から生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、いじめが確認された場合、「学校いじめ防止対策推進法」に則り、速やかな全容解明とともに、生徒、保護者への正確かつ丁寧な説明を行う。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底し、いじめられている生徒については、生徒の立場に立って、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。いじめる生徒に対しては、警察等との連携も含め、毅然とした指導を行う。
- (3) 生徒一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないようにする。
- (4) いじめが解決したとみられる場合でも、気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- (5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。また、生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査を工夫改善する。

3 いじめ防止対策組織

本校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。組織の構成および役割を次のとおりとする。

- (1) 全構成員（関係諸機関との連絡・調整および「いじめ防止基本方針の」見直し等）
校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当教員、学年主任、教育相談係、養護教諭
必要に応じて、保護者代表・生徒代表・開かれた学校づくり委員（意見聴取のみ）、
外部専門家、警察、学校医等を入れる。
- (2) 日常的業務における協議（いじめ防止に関する啓発活動と教育相談等の対応）
教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当教員、教育相談係、養護教諭
- (3) いじめの疑いに係る事案発生時の緊急会議等（生徒・保護者への指導・助言、外部諸機関への報告・連絡および事後の対応等）
校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当教員、

関係学年主任，担任，関係学年の職員，教育相談係，養護教諭，
その他必要に応じて，教科担当者，部活動顧問等

(4) 重大事態の場合

県教委と連携して，スクールカウンセラー及びスーパーバイザー等の派遣を要請する。

4 未然防止の取組

集会やホームルーム等を通して，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気を学校全体に醸成する。さらに，本校の取組について保護者にも通知するなど，啓発活動を行う。

教職員は，生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開しながら，生徒の自己有用感を高めることで，問題行動の未然防止につなげる。

(1) 道徳教育・人権教育の推進

ア 道徳教育・人権教育の推進を図り，「自己を大切に他人を思いやる心」・「互いの人格を尊重しあえる態度の育成」に努める。

イ 「いのちを大切に作るキャンペーン」・「いじめゼロ宣言」などを活用したホームルームを各学期に1回程度取り入れ，生徒の「いじめ撲滅」の自発的活動や取組を支援し，『話す勇氣』・『止める勇氣』の醸成を図る。

ウ インターネットや携帯電話を利用したネットいじめへの対応として，情報モラルやサイバー犯罪等に係る講話を学校行事として，年間1回実施する。

エ 県学校ネットパトロール実施についての注意喚起を行う。

オ いじめに限らず，暴力・暴言などを校内外から排除する指導を展開する。

(2) 生徒・保護者等への啓発活動

ア 必要に応じて，いじめ防止についての講話を実施する。

イ PTA活動を通じて，いじめに関する研修や情報交換の機会を設定できるよう努めるとともに，地域との協力体制を構築し，いじめを許さない環境づくりを推進する。

ウ 保護者面談時に，いじめに関する資料を必要に応じて配付し，説明する。また，生徒に変化が見られた場合には，学校に相談するよう促す。

(3) 職員研修会の実施

ア 教育相談的手法の生徒指導研修会などを学期に1回程度実施する。

イ 教職員の不適切な認識・言動が，生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように，体罰禁止を含めた不祥事防止研修会を実施する。

ウ 研修の中で，過度の競争意識や勝利至上主義が，生徒のストレスを高め，いじめを誘発する問題があることを認識する。

エ いじめに関する学校としての注意義務の確認について

- ・一般的な安全注意義務
- ・いじめの本質を理解する義務
- ・生徒の動静把握義務
- ・いじめの全容解明努力義務
- ・いじめの防止措置義務
- ・保護者に対する報告・協議義務

5 いじめの早期発見・対応の取組

- (1) 生徒間で心が通じ合い、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。
- (2) いじめは、教職員の目につきにくい時間や場所で行われたり、教職員では判断できにくい形で行われることが多いので、朝のSHRや授業等、教育活動のあらゆる場において、生徒からの些細なサインも見落とさないように心がける。
- (3) いじめアンケート調査を最低でも年1回は実施する。その中で、インターネットを通じたいじめについても調査する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については記名・無記名・持ち帰り等、状況に応じて配慮して実施する。
- (4) 必要に応じて生徒との定期的な個人面談を行う。
- (5) 保護者との日常的な連携を密にする。(遅刻・早退・欠席連絡等) また、保護者面談時等に、いじめについての聞き取り確認を行う。
- (6) 校内の教育相談窓口や県のいじめ電話相談など関係機関を周知し、問題を抱え込まないよう指導する。

6 いじめの相談・通報

- (1) 学校の生活相談窓口
電話 0475-52-2265
窓口担当者 教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、各担任
- (2) 千葉県子どもと親のサポートセンター
相談専用フリーダイヤル 0120-415-446
- (3) 24時間いじめ相談ダイヤル
0570-0-78310

7 いじめを認知した場合の対応

- (1) 報告連絡系統 (緊急時には臨機応変に対応する)
発見者 → 担任→学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長
必要に応じて、県教育委員会・警察等の関係機関に連絡し、連携して対応する。
- (2) 事実確認は、原則として2人以上の職員で行う。必要に応じて、養護教諭や同姓職員の配置を配慮する。
- (3) 当事者だけでなく、学級や所属集団等の友人からの情報を収集するとともに、必要に応じて、保護者からの聴取を行い、記録をとり報告書の作成を行う。
- (4) 被害生徒保護の原則を重視し聴取を行い、個人情報の取り扱いにも留意する。
- (5) 事実確認後、いじめ防止対策委員会を開催し、報告書を取りまとめ、被害生徒・所属集団・保護者・加害生徒への対応等について、整理検討する。

8 指導について

- (1) 被害生徒に対して
ア 事実確認とともに、まず辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。必要に応

じて、スクールカウンセラーの派遣を要請する。また、保護者に対しても心理的不安を和らげられるよう支援体制を整える。

- イ 被害生徒をいじめから徹底して守り抜くことを、面談や家庭訪問により伝える。また、今後の学校生活を送る上で、被害生徒が不安に思うことを面談により聴き取り、対応策を示す。特に、学校生活で加害生徒とどのように関わるのか、また、カウンセリングや教育相談等の機会を保障していることなど、被害生徒の立場に配慮した対応策を示す。
 - ウ 状況に応じて、加害生徒からの圧力から生徒を守るため、休憩時間に教室の巡回指導をするなど教職員の目の届く体制を整備する。
- (2) 被害生徒の保護者に対して
- ア 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に事実関係を伝える。
 - イ 学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ウ 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
 - エ 家庭での生徒の変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝える。
- (3) 加害生徒に対して
- ア いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
 - イ 毅然とした対応と粘り強い指導を行う。被害者や通報者に更なる被害が及ばないよう関係部署で指導方法をよく検討する。
 - ウ いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
 - エ 加害生徒への特別指導については、校内規程にある指導内容を点検し、状況に応じた指導を加えることを生徒・保護者に知らせる。
- (4) 加害生徒の保護者に対して
- ア 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - イ いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、事の重大さ認識させるよう、家庭に依頼する。
 - ウ 生徒の変容を図るために、今後の関わり方等を一緒に考え、具体的な助言を行う。
- (5) 周りの生徒たちに対して
- ア 当事者だけの問題でなく、学級・学年・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する当事者への転換を促す。
 - イ いじめは決して許さないという毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
 - ウ はやし立てたり、面白がったり、見て見ぬふりをすることも、いじめを肯定する行為であることを理解させる。また、いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。

9 いじめ重大事態について

(1) 重大事態の基準

次に掲げる事態を言う。

- ア いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより本校に在籍する児童等が一定期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

ア 重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策委員会を開催し、状況確認後、速やかに県教育委員会に報告する。

県学校安全保健課学校危機管理（043-223-4090）

県指導課生徒指導室（043-223-4055）

イ 必要に応じて、警察等関係機関に連絡し、連携して対応する。

東金警察生活安全課（0475-54-0110）

東上総児童相談所（0475-27-1733）

ウ 重大事態の調査は、事態発覚後すぐに関係職員により行う。被害生徒・加害生徒・学級・所属集団等の友人から、情報を収集するとともに、必要に応じて、保護者からの聴取を行う。

10 その他

この「学校いじめ対策基本方針」は、本校教職員・生徒等から意見を聴取して策定されたものである。また、この方針は本校ホームページで公表することとする。

学校評価等、年度ごとに行う調査では、「安全な学校生活を送っているか」という設問等により、いじめに関する実態を生徒・保護者・職員から把握していく。そして、調査結果の分析や開かれた学校づくり委員会の意見等を参考にして、年度ごとに必要に応じて、この方針の見直しを図ることとする。